

# 伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金のご案内

※支援金の交付を受けるには申請が必要です

## 1 趣旨・目的

公の施設の管理に当たり、原油価格・物価高騰等の影響を受けた指定管理者を支援するため、電気料金高騰分を基準に支援金を交付します。

## 2 交付対象者

指定管理者

(支援金の交付の申請時点において、本市の公の施設の指定管理者として指定を受けている者)

## 3 申請期間

令和5年1月10日(火)～令和5年2月17日(金)【当日消印有効】

## 4 支援金額

指定管理施設における電気料金において、次の①、②について以下の計算式で計算した額

- ① 令和4年4月分から12月分までの電気料金のうち、任意の4か月分の支払い実績合計額(税込)
- ② 令和3年4月分から令和4年3月分までの電気料金支払い実績合計額(税込)

$$\text{支援金額} = \{ (\text{①} \times 3) - \text{②} \} \times \frac{1}{2}$$

※ 支援金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てた額とします。

※ 支援金額がマイナスとなる(前年度との比較で電気料金高騰分が見込まれない場合や指定管理施設において電気料金の負担が無い指定管理者及び本市の実施する障がい者施設物価高騰支援給付事業の対象者は、支援金の交付対象外です。

## 5 必要書類

様式は、伊勢原市ホームページから取得してください。

(リンク先 <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2022120500022/>)



(裏面に続く)

[申請時に必要な書類]

- (1) 伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金交付申請書（第1号様式）
- (2) 伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金計算書（第2号様式）
- (3) (2)の計算書の根拠となる電気料金の支払いが確認できる書類（請求書及び領収書、通帳の写し等）

[請求時に必要な書類]

市から交付決定通知書を受領した後に提出してください。

- (1) 伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金交付決定通知書の写し
- (2) 伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金交付請求書（第5号様式）
- (3) 振込先の口座がわかる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）  
※申請者と振込先名義が異なる場合、振込できませんのでご注意ください。

その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 提出先

伊勢原市\_\_\_\_\_課（施設所管課）まで郵送もしくは直接お持ちください。

※ 書類に不足や不備がある場合は、申請を受け付けることができませんので、内容に不備等が無いことを十分確認の上、申請してください。

（宛先）〒259-1188

伊勢原市田中 348 番地 伊勢原市\_\_\_\_\_課 宛て

## 7 手続きの流れ

必要書類の提出を受けた後、市で内容を審査し、内容に問題がなければ、支援金の振り込みを行います。振り込み時期は、令和5年3月を予定しています。

## 8 注意事項

- (1) 本事業は、伊勢原市指定管理者電気料金高騰対策緊急支援金交付要綱の定めるところに従って実施されます。
- (2) 申請内容に不正が認められる場合は、支援金の返還のほか、必要な措置を講じます。

## 9 問い合わせ先

伊勢原市経営企画課 行政経営担当

電話 0463-94-4846（直通）※平日午前8時30分から午後5時まで

メール：kikaku@isehara-city.jp

※ 必要書類の提出は、項番6の提出先によりしくお願いします。